

# 狛江市における地域学校協働活動推進事業について

(参考) 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力：教育基本法第13条  
・地域学校協働活動推進委員の委嘱：社会教育法第9条の7

令和2年10月6日  
庁議資料

## 1. 事業コンセプト

狛江市では平成29年度より3年間、「地域から学校に対する【支援】」を行うものとして狛江第五小学校をモデル校とした「学校支援ボランティア事業」に取り組んでまいりましたが、この度、「地域学校協働活動推進事業」として国の方針に沿う形に体制を改めます。

### ●平成31年度まで

狛江第五小学校に地域コーディネーターを置き、「学校支援ボランティア事業」を実施。  
主な成果としては、クラスの見守り、教員が企画する出前授業のサポート等が挙げられる。

### ●課題

従来から学校には地域との良好な関わりがあり、コーディネーターが新たに関わることのできる支援ニーズに限られる。  
検証機関の設置

### 国の方針の変遷

地域から学校への【支援】  
↓  
地域と学校との【協働】 さらに【共生】の方向へ

### 旧学校支援地域本部の意見

\* 個々の学校で地域人材を取りこむのではなく、全校でシェアできる取組が望ましい。  
\* 情報をコーディネーター個人ではなく、センター化した組織に集約し、実施していくことが求められる。

### ●令和2年度からの取組内容

コンパクトシティの特徴を活かし、全小中学校の「社会に開かれた教育課程の実践」の一助となるよう、地域の人材を外部講師として活用する特別授業「出前授業」の制度設計を支援する。

### ●現状からの変更点

- ・全市立学校の連合による地域学校協働本部の設置（センター方式）
- ・ニーズに応じて個別での本部設置も検討
- ・地域人材の学びなおし・地域の教育力の向上に寄与（協働・共生）

## 3. 統括コーディネーターの活動成果（予定）

### ・地域人材を活用した出前授業のパッケージ化

「出前授業」について、狛江市全体を一つの地域として考えるセンター方式での取組を進め、各校のニーズや学習指導要領に沿う内容での明確なめあての設定、地域人材への授業を行う立場としての基礎的なレクチャーなどを行い、より活用しやすい形に調整する。

また、出前動画の作成など、新型コロナウイルス対応として、新しい生活様式を踏まえた取組も行う。

## 2. 推進体制

### ①地域学校協働活動推進委員会

事業の推進に係る協議を行います。

#### 協議事項

- ・地域人材の育成・発掘
- ・地域学校協働活動を持続的に推進させるために必要な事項
- ・年間活動の評価及び地域学校協働本部への指導・助言等

#### 構成

- ・教育部関係：教育部長、学校教育課長、指導室長、社会教育課長
- ・学校関係：校長会代表（小学校・中学校）
- ・その他：政策室長、社会教育委員代表、統括コーディネーター、放課後子ども教室関係者、市民活動支援センター代表、青少年健全育成活動代表、PTA連合会代表

### ②地域学校協働活動推進本部（コーディネーターを配置）

学校関係者、地域ボランティア、地域コーディネーターで構成し、定期的に協議しながら協働活動を実施する組織です。他の自治体では、学校単位、若しくは中学校区単位の設置が多いですが、狛江市では全10校（オール狛江）で1つの本部とすることを想定し、複数校を束ねての設置を可と規定しています。

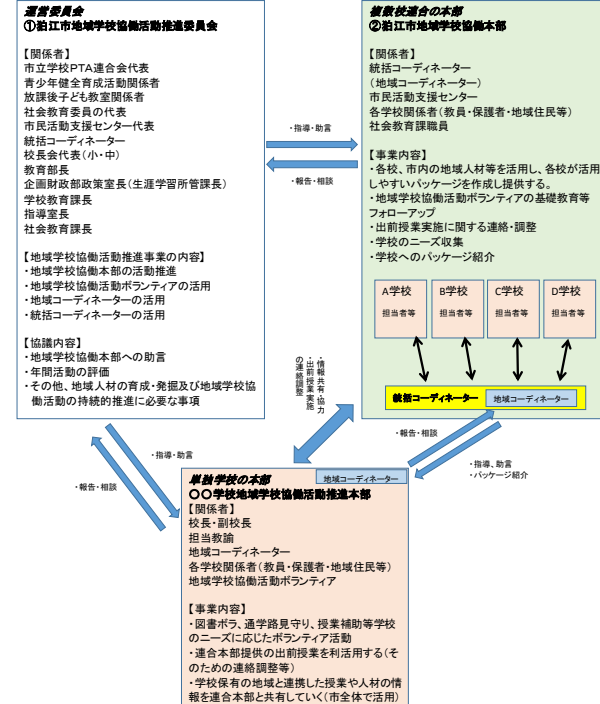
#### オール狛江での推進本部のメリット

各校ごとに推進本部を組織・運営する必要はありません。統括コーディネーターが中心となって各校のニーズに応じた「出前授業」の制度設計を行います。

#### 単一校での推進本部設置が可能

学校ごとに推進本部を設置して進めることも可能（市が地域コーディネーターを委嘱し、学校に配置）で、この場合でも出前授業に関してはセンターとの連携が可能です。

### 地域学校協働活動狛江市モデル



## 4. 年間スケジュール（予定）

令和2年9月

- ・校長会への報告
- ・現状及び各校ニーズの把握（アンケートの活用も検討）
- ・地域学校協働本部体制の調整（狛江第五小の意向確認）
- ・狛江市市民活動支援センターとの調整

令和2年10月～11月

- ・現状及び各校ニーズの集計
- ・次年度に向けた事業方針の決定（指導室等と調整）
- ・地域学校協働活動推進委員会の開催及び事業方針の報告

令和2年12月以降

- ・地域学校協働本部定例会開催
- ・次年度事業実施に向けた調整